

秋田県告示第115号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

令和7年3月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域 秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、山本郡藤里町、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡五城目町、雄勝郡東成瀬村